

35 小平市における公衆浴場煙突からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件
(平成22年(セ)第8号事件)

(1) 事件の概要

平成22年10月7日、東京都小平市の住民1人から、公衆浴場経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の公衆浴場の煙突から発生する異臭ガスにより、申請人は咽頭炎等の健康被害を受けた外、仕事ができないことによる財産上の損害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金200万5,370円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。